

令和6年4月1日 薬事審議会確認
令和6年10月1日 一部改正
令和7年7月1日 一部改正
令和7年10月24日 一部改正

薬事審議会審議参加規程

令和6年4月1日
薬事審議会

旧薬事・食品衛生審議会の委員任命及び審議に当たっては、審議の中立性・公平性を確保するため、薬事に関する企業の役員、職員又は当該企業から定期的に報酬を得ている顧問等に就任している場合には、委員として任命しないこととするほか、医薬品等の承認、再評価等の調査審議に関し、治験を実施する等専門家等として申請資料の作成に密接に関与した者である委員が含まれている場合等における審議及び議決の取扱いを定め、対処してきたところである。

これに加え、申請者等から寄附金・契約金等を受け取っていた委員が含まれている場合についても、平成19年4月に開催された旧薬事分科会において、暫定的な申し合わせを定め、適用するとともに、旧薬事・食品衛生審議会の委員5名に外部有識者3名で構成されるワーキンググループを設置し、引き続き検討してきたところである。

このような経緯を経て、平成20年3月24日、「審議参加に関する遵守事項」を旧薬事分科会申し合わせとして定め、同年5月から運用してきたところであり、各委員等は、本遵守事項の趣旨に則り、寄附金・契約金等の申告を適正に行う等、審議の中立性、公平性及び透明性の確保に努めてきたところである。

一方、本遵守事項は、寄附金・契約金等に係る正式なルールの第一歩であり、また、寄附金・契約金等の受領と審議参加との関係はそもそも論理的に導くことができるものではなく、欧米の事例等を参考に定めたところであるが、対象とする寄附金・契約金等の範囲、組織の取扱い、申告の方法等更なる検討を要する課題もあることから、外部有識者等で構成されるワーキンググループを設置し、平成20年末を目指しに、必要な改善方策の検討を行うこととされた。

これを踏まえて、「審議参加に関する遵守事項の検証・検討委員会」が設置され、平成20年7月から6回にわたり、遵守事項の運用結果や、我が国や諸外国における状況等を踏まえた検討が重ねられたところであり、平成20年12月5日、更なる改善方策を盛り込んだ「審議参加に関する遵守事項の検証・検討委員会報告書」が取りまとめられた。

本報告書において、「審議参加に関する遵守事項」は、国民への説明責任を果たすという観点からより規範性の高いものとして位置付けることが適当であり、その名称も「審議参加規程」などに改めることが適当とされたことなどを踏まえ、平成20年12月19日、「薬事分科会

「審議参加規程」を定めるとともに、平成20年3月24日旧薬事分科会申し合わせ「審議参加に関する遵守事項」は、「薬事分科会審議参加規程」の施行をもって廃止された。

今般、審議会の組織変更に伴い、「薬事分科会審議参加規程」を廃止し、「薬事審議会審議参加規程」として定めることとするが、薬事審議会の各委員等は、本規程を踏まえた適切な対応を図ることとする。併せて、薬事審議会から独立した評価委員会において、少なくとも年1回、特例的な取扱いを含めた運用状況の評価や必要な改善方策の検討を継続的に行い、審議のより一層の中立性、公平性及び透明性の確保に努めることとする。

大学や研究機関等と民間企業との共同研究の実施や技術移転といった産学官連携の活動は、国を挙げて推進されているものである。関係者ひいては国民の皆様におかれでは、教育研究の奨励を目的として大学等に寄附されるいわゆる奨学寄附金も含め、寄附金・契約金等の意義とその透明性を確保することについての理解を深めていただき、委員等と企業とのあるべき関係を共に考え、構築していただきたい。単に寄附金・契約金等を受け取っていることのみをもって、委員等と企業との間に不適切な関係があるかのように誤解されることのないよう希望する。

(通則)

第1条 薬事審議会(以下「審議会」という。)、審議会に設置された部会及び部会に設置された調査会における審議への参加については、薬事審議会令(平成12年政令第286号)及び薬事審議会規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(適用対象部会等)

第2条 審議会並びに次に掲げる部会及び調査会を対象とする。

- 一 医薬品第一部会
- 二 医薬品第二部会
- 三 血液事業部会
- 四 医療機器・体外診断薬部会
- 五 医薬品再評価部会
- 六 再生医療等製品・生物由来技術部会
- 七 要指導・一般用医薬品部会
- 八 化粧品・医薬部外品部会
- 九 医薬品等安全対策部会
- 十 医療機器・再生医療等製品安全対策部会
- 十一 動物用医薬品等部会

(適用対象審議)

第3条 個別の医薬品等の承認審査や安全対策に係る審議のほか、厚生労働大臣から諮問された案件等すべての議決を要する審議に適用する。

(適用対象委員等)

第4条 委員、臨時委員、専門委員及び必要に応じ外部から招致する参考人(以下「委員等」という。)に適用する。

(申請資料作成関与者の取扱い)

第5条 医薬品等の承認、再評価等の調査審議において、審議会、部会又は調査会(以下「審議会等」という。)に、申請者からの依頼により作成された申請資料に著者として名を連ねた者、医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成9年厚生省令第28号)第2条第3項に規定する治験責任医師、同条第4項に規定する製造販売後臨床試験責任医師、同条第11項に規定する治験分担医師、同条第12項に規定する製造販売後臨床試験分担医師、同令第18条第1項に規定する治験調整医師及び治験調整委員会の委員、医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成17年厚生労働省令第36号)第2条第3項に規定する治験責任医師、同条第4項に規定する製造販売後臨床試験責任医師、同条第11項に規定する治験分担医師、同条第12項に規定する製造販売後臨床試験分担医師、同令第26条第1項に規定する治験調整医師及び治験調整委員会の委員、再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成26年厚生労働省令第89号)第2条第3項に規定する治験責任医師、同条第4項に規定する製造販売後臨床試験責任医師、同条第11項に規定する治験分担医師、同条第12項に規定する製造販売後臨床試験分担医師、同令第26条第1項に規定する治験調整医師及び治験調整委員会の委員、動物用医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成9年農林水産省令第75号)第2条第3項に規定する治験実施責任者、同条第4項に規定する製造販売後臨床試験実施責任者、同条第11項に規定する治験担当者、同条第12項に規定する製造販売後臨床試験担当者、同令第18条第1項に規定する治験調整責任者及び治験調整委員会の委員、動物用医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成17年農林水産省令第32号)第2条第3項に規定する治験実施責任者、同条第4項に規定する製造販売後市販後臨床試験実施責任者、同条第11項に規定する治験担当者、同条第12項に規定する製造販売後市販後臨床試験担当者、同令第18条第1項に規定する治験調整責任者及び治験調整委員会の委員、動物用再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成26年農林水産省令第61号)第2条第3項に規定する治験実施責任者、同条第4項に規定する製造販売後臨床試験実施責任者、同条第11項に規定する治験担当者、同条第12項に規定する製造販売後臨床試験担当者、同令第18条第1項に規定する治験調整責任者及び治験調整委員会の委員並びに医学・薬学・獣医学・生物統計学等の専門家等として申請資料の作成に密接に関与した者(以下「申請資料作成関与者」という。)である委員等が含まれている場合には、審議会等における審議及び議決は、次によるものとする。

- 一 申請者から申請資料作成関与者のリストの提出を受け、これに該当する委員等がある場合には、会長(部会にあっては部会長、調査会にあっては調査会座長をいう。以下同じ。)は、当該品目の審議開始の際、その氏名を報告する。
- 二 申請資料作成関与者である委員等は、当該品目についての審議又は議決が行われている間、審議会場から退室する。ただし、当該委員等の発言が特に必要であると審議会等が認めた場合に限り、当該委員等は出席し、意見を述べることができる。

(利用資料作成関与者の取扱い)

第6条 医薬品等の承認、再評価等の調査審議において、審議会等に、申請者からの依頼によらずに作成された資料であって提出資料として利用されたものに著者又は割付け責任

者として名を連ねた者等その作成に密接に関与した者(以下「利用資料作成関与者」という。)である委員等が含まれている場合には、部会における審議及び議決は、次によるものとする。

- 一 申請者から利用資料作成関与者のリストの提出を受け、これに該当する委員等がある場合には、会長は、当該品目の審議開始の際、その氏名を報告する。
- 二 利用資料作成関与者である委員等は、当該資料については発言することができない。ただし、当該委員等の発言が特に必要であると審議会等が認めた場合に限り、当該委員等は意見を述べることができる。

(競合品目に係る申請資料作成関与者の取扱い)

第7条 第5条の規定は、競合品目(市場において審議品目と競合することが想定される製品をいい、その数は3品目までとする。以下同じ。)に係る申請資料の作成に密接に関与した者について準用する。

(特別の利害関係者の取扱い)

第8条 第5条に定めるもののほか、申請者又は競合企業(競合品目を開発中又は製造販売中の企業をいう。以下同じ。)との間で、審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係を有する委員等は、会長に申し出るものとする。この場合においては、第5条第2号の規定を準用する。

(競合品目の選定根拠)

第9条 審議会等においては、申請者から提出を受けた競合品目(承認前のものは開発コード名)、企業名及びその選定根拠に係る資料の妥当性について審議するものとし、当該資料は、審議会等終了後速やかに厚生労働省ホームページ上で公開する。

(議事録)

第10条 委員等が第5条から第8条までの規定に該当する場合においては、その旨を議事録に記録するものとする。

(寄附金・契約金等)

第11条 「寄附金・契約金等」とは、コンサルタント料・指導料、特許権・特許権使用料・商標権による報酬、講演・原稿執筆その他これに類する行為による報酬及び委員等が実質的に使途を決定し得る寄附金・研究契約金(実際に割り当てられた額をいい、教育研究の奨励を目的として大学等に寄附されるいわゆる奨学寄附金も含む。)等や、保有している当該企業の株式の株式価値(申告時点)も金額の計算に含めるものとする。

ただし、委員等本人宛であっても、学部長あるいは施設長等の立場で学部や施設などの組織に対する寄附金・契約金等を受け取っている明らかなものは除くものとする。

(審議不参加の基準)

第12条 委員等本人又はその家族(配偶者及び一親等の者(両親及び子ども)であって、委員等本人と生計を一にする者をいう。以下同じ。)が、第15条に規定する申告対象期間中に審議品目の製造販売業者又は競合企業からの寄附金・契約金等の受取(又は割当て。以下同じ。)の実績があり、それぞれの個別企業からの受取額が、申告対象期間中に、年

度当たり500万円を超える年度がある場合は、当該委員等は、当該審議品目についての審議又は議決が行われている間、審議会等の審議会場から退室する。

(議決不参加の基準)

第13条 委員等本人又はその家族が、申告対象期間中に審議品目の製造販売業者又は競合企業から寄附金・契約金等の受取の実績があり、それぞれの企業からの受取額が、申告対象期間中のいずれの年度も500万円以下である場合は、当該委員等は、審議会等へ出席し、意見を述べることができるが、当該審議品目についての議決には加わらない。ただし、寄附金・契約金等が、申告対象期間中のいずれの年度も50万円以下の場合は、議決にも加わることができる。

(議決権の行使)

第14条 前条の規定により、委員等が議決に加わらない場合においては、当該委員等は、あらかじめ議決権の行使を会長に一任する旨の書状を提出することにより審議会等に出席したものとみなし、当該委員等の議決権は、議決に加わった委員等の可否に関する議決結果に従って会長により行使されたものとする。

(委員等からの申告)

第15条 申告対象期間は、原則として、当該品目の審議が行われる審議会等の開催日の属する年度を含む過去3年度とし、審議会等の開催の都度、その寄附金・契約金等について、最も受取額の多い年度等につき、自己申告するものとする。

(特例)

第16条 委員等本人又はその家族が、第12条に該当する場合であっても、当該委員等の発言が特に必要であると審議会等が認めたときは、当該委員等は審議に参加することができる。

(情報の公開)

第17条 委員等が第12条から前条までの規定に該当する場合においては、事務局から、各委員等の参加の可否等について報告するとともに、その取扱いを議事録に記録するものとする。

なお、各委員等から提出された寄附金・契約金等に係る申告書は、審議会等終了後速やかに厚生労働省ホームページ上で公開する。

(その他)

第18条 個別の医薬品等の承認審査や安全対策に係る審議以外の審議においては、第12条から第14条まで及び第16条の規定は適用せず、当該審議により影響を受ける企業について、企業ごとに、申告対象期間中で委員等又はその家族の最も受取額の多い年度における寄附金・契約金等の受取額を自己申告することとし、その申告書を審議会等終了後速やかに厚生労働省ホームページ上で公開することをもって、当該委員等は審議及び議決に加わることができるものとする。

なお、当該議題により影響を受ける企業の数が3社を超える場合には、その影響の大きい上位3社について自己申告するものとする。

(評価委員会の設置)

第19条 審議会から独立し、委員の過半数が外部有識者等で構成される評価委員会を設置し、少なくとも年1回、特例的な取扱いを含めた運用状況の評価及び必要な改善方策の検討を継続的に行う。

なお、評価委員会の委員選定に当たっては、医薬品等によって健康を害した者を含め、幅広い国民の意見を反映できるよう留意する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。